

指名停止期間変更の概要

1. 指名停止措置業者名:

指名停止業者名	措置の区分	住 所
① パシフィックコンサルタンツ株式会社 法人番号8013401001509	別表2-8イ	東京都千代田区神田錦町3丁目22番地
② 株式会社ジイケイ設計 法人番号4011101027679	別表2-8イ	東京都豊島区高田3丁目37番10号

2. 従前の指名停止措置期間: 令和4年2月17日～令和4年4月16日(2カ月)

3. 変更後の指名停止措置期間: 令和4年2月17日～令和4年5月16日(3カ月)

4. 指名停止措置の範囲: 北陸地方測量部管内

5. 従前の事実概要:

パシフィックコンサルタンツ株式会社の社員及び株式会社ジイケイ設計の社員は、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁」の設計業務委託の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を不正に入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された。

6. 変更要因となった事実概要:

その後、両社員は、同市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月14日、公契約関係競売等入札妨害の疑いで再逮捕された。

7. 指名停止期間変更の理由:

測量業務及び物品・役務の有資格登録業者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社の使用人及び、物品・役務の有資格登録業者である株式会社ジイケイ設計の使用人の上記案件に係る行為は、①「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)及び①②「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

また、両使用人は、同市発注の別の契約においても、公契約関係競売等入札妨害の疑いで再逮捕されたことから、「国土交通省における指名停止等の措置要領における事務的運用基準」における加算要因である「複数入札で公契約関係競売等妨害又は談合」に該当するため、「工事請負契約に係る指名停止措置要領」第3第5項に基づき、指名停止措置期間を変更する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上12カ月以内 1カ月以上12ヶ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)